

韓国文集叢刊解題（十二）

疋田，啓佑
福岡女子大学名誉教授

<https://doi.org/10.15017/18224>

出版情報：中国哲学論集. 33, pp.95-107, 2007-12-25. 九州大学中国哲学研究会
バージョン：
権利関係：

韓国文集叢刊解題(十二)

疋 田 啓 佑

第二十輯

(108) 『慕齋先生文集』 金安国 撰

本集は、慕齋金安国の文集で、十五卷、七冊、全560丁。

底本は、ソウル大学 奎章閣蔵本。

本書は著者金安国の次男の金汝孚から委嘱された大司憲の許暉が、家蔵されていた遺稿を編集校正して、門人の柳希春と郡主の許忠が、榮川において宣祖の七年(一五七四)に、前の監司の盧禎と盧從元の援助の下に木板で刊行したのが初刊本である。後、癸亥(一六八三)の年に龍岡の県令金構が重刊しようと朴世采に告げたので、朴世采が増刪・再編した後、丁卯(肅宗の十三年・一六八七)の年、龍岡において木板で刊行したのが重刊本である。

本書の構成は、万曆甲戌(二年・一五七四)の柳希春(字は仁仲)による序。ついで朴世采の重刊の序。

卷一、辞(1篇)、賦(4首)、詩(277首)。この詩の中に、「学ぶ者に勧める詩」というのが約七十首ある。

卷二、詩(238首)、卷三、詩(266首)。この中に日本人僧弼中上人に与えたものや関するものが八首入っている。

卷四、詩(204)。卷五、詩(253)。この中に日本人僧東陽や弼中との詩が七首ある。

卷六、詩(179)。卷七、詩(239)。卷八、詩(207)。

卷九、表箋（37篇）、奏（2）、教書・諭書・伝旨・書（12）、議（4）。上記書の中に、日本国王及び日本国使臣への書が各一篇ある。

卷十、書契（12）。この書契は、すべて日本国王や対馬島主への書である。雑著・策題（14）。論（1）、字辞（3）、書（2）、この二書は日本僧東陽師、弼中師へのもの。

卷十一、記（16）、序（11）。

卷十二、題跋（3）、箴・銘・頌（5）、祝文（5）、祭文（6）、神道碑（6）、墓碣銘（8）。

卷十三、墓碣銘（16）、墓表（11）。

卷十四、墓誌（15）、行状（1）。

卷十五、附録。慕斎金安国行状、李彦迪・成佛元・李文楨による三つの金安国の祭文。そして許暉の手になる万曆二（一五七四）の跋文。

金安国（一四七八・成宗九年—一五四三・中宗三八年）

姓は金、名は安国、字は国卿、号は慕斎。義城の人。

十一代祖の金龍弼は高麗朝に任えて司空となつたのが金安国家の祖である。それからずっと下つて高祖の金好智は奉正大夫・咸興少尹、曾祖の金統は奉直郎・礼曹正郎、祖父の金益齡は通政大夫・成川都護府使、父の金璉は奉訓郎・礼賓寺参奉、母は陽川の許氏。母の父は通訓大夫・寧越郡守であつた許芝。弟に正国（字は国弼、号は思齋）があり、七歳下であるが、安国に二年先だつて亡くなつたので、安国は弟の墓誌銘（本書卷十四所収）を書いてゐる。

成化戊戌、八月六日に生れた。七歳にして『小学』を学び、十二、三歳で経史を読み、大義に通じ、三遍読んだだけで暗誦が出来るほどの天才ぶりを發揮した。十五、六歳の時、程朱学を学び、篤学力行、博く書史に通じた。また文章もすでに大成し、著した「大遊賦」は一時、人口に膾炙したという（本集には収められていず、どのようなものかは分らない）。十七歳に母を亡くし、十九歳の時に父を亡くした。そのためこの前後、廬を作つて住み、喪に服し哀毀して礼を尽くし、自らの手で碣文を刻したという（これも収められていない）。燕山君の七年、進士の試験で第

一位となり、生員の試験も第一位であったところ、試験官の一人が、魁（第一位）を二つ兼ねるのはよくないと言ったため第二位となった。時に二十四歳であった。翌々年（九年）の文科の別試で第二位に抜擢され、承文院権副正字に補せられて官界入りした。そしてすぐに通仕に、そして正字と陞り、翌年には承政院注書兼春秋館記事官に転じ、弘文館博士兼経筵司経官を拝し、それらの職で実績を上げて昇任していくが、燕山君が廢位され、中宗が即位されることで状況が変わる。中宗の元年（一五〇六）、中国から徐穆吉らが使節として来朝、公（金安国）は従事官として接した。

中宗の二年（一五〇七）の秋の重試で抜擢され、司憲府持平を拝した。当時の朝廷の問題に、燕山君の廢位、そしてその死に伴なう喪礼の廢毀が行なわれた後の処理がまだ修復されてなされていないことについて、公は上書して、「三綱を廢してはいけない、燕山朝の廢朝短喪の後、人は皆、親を忘れ、礼を棄て、日用の人倫の道は地に墮ちてしまっている。お願いですから明教を下し、勸善懲惡の典を示して風教を立てて下さい」と言った。

翌年、礼曹佐郎に遷り、朝奉大夫を累加され、四年には司憲府掌令を拝して風節を持することに尽力した。時に公は三十歳で、「剛直撓まず、時人、畏憚す」と言われるように、厳しい態度で政治に臨んだ。

或る時、経筵の席で中宗に、「此頃の人は理學（朱子學）を重要と考えていないので、お願いですから文士（学生）を選んで理學を理解している学者について学ばせて下さい」と願い出て、中宗もこれを了承して、そのようにさせたという。公は詩（卷二所収）に「太極図説」を詠ずるように、宋學（朱子學）を深く学んでおり、成均館での教育に於いても直講から司芸、司成と昇進していく。

中宗の六年（一五一一）の夏、日本から国使として僧冊中らが来朝した。公はこの使節の宣慰使として接した。冊中は公の人となりを賞賛して「老生（私は）、二度中国に渡航し、琉球にも二度、そして貴國（朝鮮）に三度来訪して多くの外交に携わる人に会ったが、これまでに金安国公のような方には会ったことがなかった。公の館待は情礼を尽くしており、その間における詩の酬唱より窺える漢思（文才）は巧敏であって特に敬服した次第です。お別れに際して涙が流れるほどであった。」と言い、日本からの使者が来た時には、彼らは必ず公の安否を尋ねたという。この

ように、公は日本との外交に於いて多大の功績があった。公は他に易学にも精通していたので、朝廷外の職に就いている時でも、経幄（天子の講席）近くに侍したり、また弘文館で進講した。この年、洪彦弼・成世昌・鄭士龍ら同時に科挙に合格した人とともに読書賜暇をいただいた。

中宗の八年、内資寺正を押し、早速当時問題になっていた土地の経界（境目）を正しく測り直し、籍田の経界が分らなくなつて盗占された土地を元に戻して、境目に土を盛り標識として木を植えたりして公田と民の土地を明らかにするとう、一般国民に対する政治に於いても治績を上げた。

翌十年には承文院判校、礼曹参議、司諫院大司諫と累進、十一年に承政院副承旨となった時には、役人の採用に関してでたらめな任命人事を改めて、経済六典の法により、賢愚・邪正等を議して人材を採つた。翌十二年には慶尚道觀察使兼兵馬水軍節度使として地方に出ては勸学詩を作り（本書卷一所収）、また自ら「二倫行実図」を撰して人々に人倫の道を説き、『呂氏郷約』をハングルに訳して『諺解呂氏郷約』として刊行して頒布し、他に農蚕書や瘡疹書といった農家の必要な知識を与えるものから医学書までも刊行して頒布し啓蒙している。公の政治思想の根本は儒教の仁恕であり、それを人に教えるために使つたのは『小学』であつた。

金安国は朱子の『論孟或問』『朱子大全』『朱子語類』『延平答問』『程氏粹言』『張子語録』『経学理窟』『胡子知言』等、濂洛の諸賢の書を購入して、弘文館に献じて講習している。

十三年には中央に戻つて同中樞府事に、十四年には議政府右参贊兼弘文館提学を押し、夏には特に全羅道觀察使、兵馬水軍節度使を押しした。中宗は金安国に、中央政府での任務が重い上に、公には全羅道を治めるように命じて、「近年、全羅道は治め難いところと言われているのに公を充てたのは、以前、慶尚道で実績を上げたことにより、公に尽力してもらいたい。慶尚道での治教・教化を全羅道にも願つて遣わす」と言っている。時に金安国四十二歳であつた。

中宗の十四年（一一五九）己卯十一月、大司憲趙光祖ら罪を被り、公も光祖につながる人脈にあつたため免職となつた。この年が己卯の年であつたので己卯の土禍と言つた。

この土禍は、中宗が燕山君から位を篡奪するに当って士林派と勲旧派の争いのもとになつてゐるもので、士林派の人々が道学政治を求めるとに急なあまり、中宗が嫌気がさして、士林派から勲旧派へ傾いたことによるものである。金安国は郷里に帰ると住居の東に小亭を建てて「恩逸」と名づけ、日々学生達に經典を講じた。学びに来る者は日が経つにつれ多くなつていった。蔬食菜羹を学生達と共に食べるような生活をしてゐたが、このような行動を非難し、罪に陥れようとする者がいたのを、公を心配する人が注意してくれたが、公は笑つて問題にせず、經書を講義してやめなかつた。

九年後の中宗の二十三年（一五二八）、住居を驪州廢川寧県の別荘に移し、そこに小亭を構えて「泛槎」と名づけた。泛槎というのは浮んでゐる筏という意味、そこで日々村里の人と談論をし、夕方になるのを忘れて話しこみ、身の上下を問わず、誰にでも誠心の心でもてなしたので、老いも若きも、皆楽しんだ。そこに小川を引きこみ、小魚を放つてそれを観て楽しんだ。ここにも小亭を構えて扁額を掲げて「八怡」と言つた。この八つの喜びは、晦菴（朱子）の塘、濂溪（周子）の蓮、康節（邵氏）の風、莊周の魚、張翰の蓴、靈運（謝氏）の草、淵明（陶氏）の柳、太白（李氏）の月と言ふ。つまりここで逍遥自適し、吟風弄月の生活の中で身を終えようと十九年間過ごした。

中宗の三十二年（一五三七）、政権を牛耳つていた権奸が誅に伏したため、公は再び政界に復帰することになる。時に六十歳。上護軍兼同知成均館事となり、翌年には同知敦寧府事を拝し、すぐに中樞府に移り、知事から礼曹判書となつた。秋には右參贊兼芸文館提学となつたが、病氣を理由に辞退したところ、中宗は医者を遣わして病氣のことを問ひ、御藥まで賜わり、左參贊に陞るように、中央政界で重んじられた。

中宗の三十四年、中国から薛廷寵が使者として来朝。公は館伴となつて応接した。昔の外交の体験が生きて、その誠敬の心でもてなしは落度のあるうはずもなく、詩文の酬唱は中国の使者に対して十分満足を与えた。ついで知中樞府兼都摠管となり、また左參贊となる。翌三十四年に漢城府尹（首都の知事）を拝し、弘文館及び芸文館の大提学、世子式師を兼ねた。

中宗の二十一年（一五四二）の夏、日本国使臣安心・東堂等が来朝。例の如く公が礼を以て応待した。また対馬と

の交渉も行なわれ、公がそれに当り、書が交わされた。(本書卷十所収)その年の冬、病気を理由に辞職を申し出たが、中宗は医者を遣わして診させ、薬を賜わり、また世子(皇太子)も使いを遣わして病氣見舞いをした。辞職を許されないため、職務について思うにつけ憂勤し、それが積って病がひどくなり、一たび臥すや月に連なるほどになり、二十二年の正月四日、病革まった。門人の判書の許磁、参判の尹漑が病床に往き、「何か考えることが有るか」と問うと、「無い」と言ったので、「公は常に国事を念っているから、何か言いたいことがあるのではないか」と問うと、公は身を転じて氣をふるい起して、「国事、国事」と最後まで言い終わることができなかった。中宗も病氣のひどさを聞いて承旨を遣わして病を問わせようとしたところ、昔からの決まりで、三公でないものを、王から病を問うという例がないと側近から忠告されたが、中宗は、「金安国は三公ではないが、心を国事に尽した者である。」と言って、特に左副承旨の李滢を遣わして病氣見舞をさせた。公はもう立ち上ることはできず、僅かに声を出すのが精一杯で、「上の恩は至重である。臣(私)は聖恩をいただいて死ぬのだからか」と言い終って亡くなった。

中宗は哀悼の意を表わして、朝市を二日間停止し、祭祀料を贈って弔い、皇太子も哀慟して公の祭祀を行なった。公卿・縉紳から受業生まで、皆哀悼の意を表わし、郷里の老少も涕泣悲哀したという。安国には、妻の李氏との間に有孚・汝孚・在孚の三人の男子と一人の女子、側室に衍孚があり、有孚は宗廟署副奉事、次男の汝孚は中宗の三十五年の進士に合格し、明宗の四年の文科に登第して官界に入つて典翰になった。

(109) 『容齋先生集』 李荇 撰

本集は、容齋李荇の詩文集で、原集十卷及び外集より成り、合せて全588丁。

底本は、ソウル大学 奎章閣蔵本。

本書は、著者李荇の自編の稿本を、孫の李洄が蒐集し校定したのが原集で十卷七冊である。このようにまとめられる前に「東槎集」(一五二一八、蘇世讓の後序)や「和南岳唱酬集」(一五五四、鄭子龍跋)が刊行されていたようである。この原集に孫の李洄が外集を加えて咸鏡道觀察使として赴任した時に、活字で刊行したのが初刊本(旧版とある)

で、その三年後の己丑、つまり宣祖の二十二年（一五八九）に同じく李洸が全羅道に赴任した泰仁県で木板で刊行したのが重刊本である。

その後、壬辰・丁酉の倭乱（文祿・慶長の役）で板本は灰燼に帰したため、曾孫の都巡察使李安訥が、従弟の清州節度使李景曾及び李材とともに甲戌の年（仁祖の十二年、一六三四）に、清州の菩薩寺で木板によって刊行したのが三刊本である。

本書の構成は、周世鵬の手になる行状。容齋先生の季子の李元祿から事迹の記録を得てものした由。次に目録（巻十まで）。その後、崇禎七年甲戌（仁祖十二年・一六三四）十二月、清州牧重刊、李材の刊記。万曆十七年己丑（宣祖二十二年・一五八九）五月、泰仁県開刊、李安訥の刊記。その後、嘉善大夫水軍節度使李洸（李荇の孫）の名があつて目次となる。

巻一、五言絶句（60首）、七言絶句（220）、六言絶句（15）。巻二、五言律詩（255）。巻三、七言律詩（154）、五言詩（108）、七言古詩（13）。

巻四、朝天録（149）、天磨録（25）、蚕頭録（6）、後蚕頭録（18）。

巻五、謫居録（144）。巻六、海島録（160）、記・節・銘（各1）。

巻七、海島録（80）、南遊録（114）、滄沢録（16）、嶺南録（26）。

巻八、次皇華詩（145）、東槎録（54）、南岳唱酬集（49）。

巻九、散文（52篇）——序（12）、記（7）他。

巻十、散文（24）——墓誌銘、神道碑銘他。

最後に、鄭士龍の「和南岳唱酬集跋」（嘉靖甲寅、一五五四）、蘇世讓の「東槎集後序」（戊子・一五二八）、李荇の曾孫李安訥の崇禎甲戌（一六三四）膺月上澣の識後がある。甲戌は七年で仁祖の十二年に当る。この後に外集があり、目録と賦（61首）。

李荇（一四七八・成宗九年——一五三四・中宗二九年）

姓は李、名は苻、字は扱之、号は容齋。徳水県の人。

李苻の八代の祖李劭は高麗朝に仕えて閑門祗候。七代の祖の李暹は民部典書。六代は李千善で、恭愍朝の守司空柱国。五代は李仁範で政堂文学・芸文館大提学。高祖の李揚は工曹参議。曾祖の李明晨は知敦寧府事。祖父の李抽は知温湯郡事。父の李宜茂、字は馨之、号は蓮軒。丁酉（成宗八年）の科挙に合格し、弘文館校理から累進して洪明牧使で卒した。母は昌寧の成燻の女で五男二女を生んだ。長男は菴、乙酉の武科に合格して節度使、次男は苜で、辛酉（燕山君の七年）文科に及第、左相となる。三男が苻である。四男の苻は庚午の武科に合格して平海郡守、五男の薇は乙亥の文科に及第して大司憲になるという優秀な一家である。

公（李苻）は幼いときから聡明で学問を好み、夜以て日に継ぐという学問への精進ぶりで、子供とは遊嬉せず、成人の如しという子供であった。燕山君の元年（乙卯）の文科に及第、権知承文院副正字として官界に入った。時に歳十八。翌年選ばれて芸文館檢閲兼春秋館記事官に補せられ、転じて奉教に移った。仕官した最初は、若いということであらわれたが、その仕事ぶりから皆に歎服されるようになり、己未（五年）の春から成宗の実録を参修するようになり、成均館典籍兼南学教授となった。以後弘文館修撰、知製教兼経筵檢討官となり、壬戌の春には礼曹佐郎、いくらかも経たぬうちに世子侍講院司書、翌年司憲府持平、すぐに弘文館副校理に、そして甲子（燕山君十年）には司諫院猷納に除せられたかと思うとまた弘文館庶教へ移った。

燕山君は実母の尹氏（成宗の妃）が妃を廃され死を賜わったことを憾み、先朝の旧臣を皆殺しにするという甲子の士禍を巻き起こした。燕山君が、尹氏を追崇することを朝廷で議させた時、王の権力に迎向した者たちは、「允に当然」と賛成したのに対し、公は同僚と議論して、「追崇の典礼は、今復た加うべからず」と反対した。燕山君は大いに怒り、反対した者を獄に下して責めただし、首謀者を極刑にしようとした。中には力弁して免れようとする人も居たが、公は一言も弁解しなかった。兄弟親戚の人たちも極力公が極刑にならぬよう勧めたが、公は「死は命なり。安くんぞ人に移して生を偷むに偲びんや」と言つて極刑に順う態度であった。ところが後から捕らえられてきた権達手は、「異議を唱えた者は我なり。李某（苻）に非ざるなり」と言つたため、権公が死刑となり、公は杖刑を受けて忠

州に流謫された。人々は権公は偉いと言い、公にも、死に臨んで志を奪われなかったことに敬服したという。同じ年の六月に、また修撰の朴闇の事件に連坐して再び杖刑を受け配流され、秋九月にも、以前の事からまた刑を加えられ殆んど死ぬかと思われるほどの杖刑を受けた。冬十二月には死刑を減ぜられて杖刑を受け、咸安郡に流され奴の身分に落されて、乙丑（燕山君十一年・一五〇五）の正月、配所に至った。秋八月には、匿名の手紙によって罪をきせられて獄につながれ、また死ぬほどの杖刑を受けて巨濟島に配流され、丙寅の二月に配所に至った。時に李祔公二十九歳であった。

公はこれら刑により謫居し、配流された際、そこで詩を作って残しており、それが本書に「謫居録」「南遷録」「海島録」等の題の下に詠ぜられ、本書に収められている。

燕山朝の暴政は、朝廷の士人が「誅戮さるる虚日無し」と言われるほど毎日のように処刑されて死ぬか配流されるという、極めて残酷な刑罰が横行していた。その結果、遂に燕山君追放のクーデターが起り、九月に中宗が即位することでこれまで流謫されていた者が召還され、復職することになった。公も弘文館校理で召還され、すぐに副応教に昇進した。そして流刑の疲れを休めるかのように読書のための賜暇を浄業院に賜わった。

翌年（丁卯・一五〇七）の秋、江原道の郷試の試験官として江陵に赴任した。この年の十二月に父が亡くなったので喪に服し、庚午の二月に喪が明けるや成均館司芸に、四月には弘文館副応教兼芸文館応教を拝し、ついで議政府の方へ移り、また昇進して知製教兼春秋館編修官となる。

翌年辛未（一五一一）五月に奉常寺副正等に除せられたが、九月に母が亡くなったので喪に服し、癸酉（中宗八年）の十一月に喪が明けたのち成均館司芸・知製教に除せられ、翌年三月、司成に陞る。少しずつ位も上り、司諫院司諫から大司諫となった。公は長い間、下積み役人であったが、大司諫になったことを士林の人々は祝ってくれた。

中宗の王妃の章敬王后が中宗の十年、世子を産んだが、産後六日目に二十五歳で亡くなった。そこで先に廃位された慎氏（端敬王后）を潭陽府使の朴祥と淳昌郡守の金浄が上書して、后に復せしめようとする問題が起きた。世間での議論はそれを認めようという意見であったが、公は大司諫として独り奮然と不可を唱え、死を賭けて争ったため、

この議はとりやめとなった。事の理をわきまえない者は、公が朴祥らの罪を取り調べることで士林派の人々に害を与えようと謀るためにしていると言っている。しかし公は嘗て、「燕山君が実母を廢妃にしたために、先王（成宗）に復讐しようとして、朝臣を皆殺しにしようとしたのは、宗社（国家）を危くするものであり、燕山君の妃の兄であり、悪政を行なった慎守勤はすでに罪に伏しており、その誅された父の娘である慎氏（中宗即位前、妃となり王后となった）、その慎氏は廢后となつてゐるのをまた国母（王后）とするのは、覆轍を踏むことになり、社稷（国家）をどうしようとするのか、誠に大事であり、その不可を極言するのみ。豈にこの属を死に置かんと欲せんや。寧ろ其の言を甘受して、宗社を負うを忍びざらんや」と言つた。冬十月、言事に坐して降格されたが、十二月には弘文館副提学を拜し、丁丑（中宗十二年）には成均館大司成に除せられた。中宗は、「副提学を大司成とするのは前例のないことで、これは公の人と為りを特に重んじたから授けたのだ」と言っている。後、累進して、嘉善、司憲府大司憲を拜した。始め新進の役人達はこの変更を喜び、自ら用いられることを願うのを、公は仮りにも合つただけのことだと彼らの考えを受け入れなかつたところ、それは上に忤らう考えたと台諫に訴えられ、公の考えは国を誤るものだと論じられた結果、九月には降格させられてしまった。しかし公は、一笑に付して、「一身の進退、豈に苟しくもすべけんや。故郷に帰つて桑と梓を植えて（暮らしの助けとして）、余年を終えたいものだ。これが私の氣持だ」と言つて、翌日、馬に乗つて南へ故郷に向つて帰つた。沔川の滄沢村に仮り住居を建て、自ら「滄沢魚叟」と号し、詩作などして悠々自適の生活を願つたが、公自身生活の手段を持ち合せていなかったので、最初、沔川に住むようになった時、長兄の菴（節度公）が公の窮乏を聞いて穀物二百斛を送つたが、公は「私は飢えたとしても、兄の許しを待たないで食を取りましようか」と言つて一斛も取らなかつた。

時に、水原府使の李誠彦が公の誣いられていることを弁ずる上疏をしたが報われなかつた。ついで成均館の儒生達もまた上疏した。識者も傷歎しないものはなく、公が官界を去つたのを惜しんで涙を流す者が出るほどであった。李荇公は四十歳の時のことである。

戊寅（中宗十三年・一五一八）の正月に、兵曹參知に除せられて命令に従つて赴任したが、病氣のため再び沔に帰つ

た。ついで戸曹参議に除せられたが、赴任しなかった。翌年の十二月、弘文館副提学に除せられ、特に中宗からの旨が有り、召還された。

庚辰（中宗十五年）の正月には特に嘉善工曹参判他弘文館大提学や芸文館大提学等、多くの役職を兼ねさせられた。公は初めは己卯の士禍に関係していたため斥けられていたが、召還されるに及んで、そこで次のように言っている。

「己卯の誤りは宰相の過ちである。年少の若輩である私などは、世間の経験も乏しい者、急に高位を加えられ、其の紛乱に流されて自分で裁制することなどできないのだから、其のような人に何の罪があらうか、一体宰相でなくてどうして致すことができようぞ」と宰相の責任を問うている。二月には同知義禁府事、十月には世子右副賓客を兼ね、皇太子の教育に関係することになった。

中宗の十七年（一五二二）中国では世宗が即位し、年号も嘉靖となる。この即位の詔を持って翰林院修撰の唐阜と兵科給事中の史道が来朝し、公が彼らを応接するため遠接使となつて国境まで迎えに行き、その行き還りに於ける接待、詩の応酬など、彼らは深く満足するものであつた。その際に交わした詩が「次皇華詩」「東槎録⁴」である。

公は翌年、左参贊に昇進し、王の世子の教育係として博士の官と為る。つまり師傅の職であり、一代の碩徳の学者として認められることになつたわけである。皇太子が、治国の事を質問したのに対し、今学すべきものは孝敬の道であると説いた。公の人と為りについで逸話に、ある時、公が車で官廷に向つているのを見た儒生の裴珣が景福宮へ向うのについて行き、公の様子を碑の隅から体を隠して窺っていると、公は車から下りて歩いていく。そして袂で涙を拭っている。両目は赤く充血していた。儒生は不思議に思つて見ていると、今から処刑される人が通るのを見て涙を流していることが分つた。この話を聞いた人が、「これこそが公の心であり、それは天地の生を好む心だ」と言つた。

丁亥（中宗二十二年）には右議政となる。翌年春、満浦の僉使沈思遜が野人の為に殺された。その時、麾下の士は皆散り散りに逃げ、僉使を救わないという事件が起きた。これに対して公は「このようなことが行なわれたのに誅罰を加えなければ、何を以て法律を示すことができようぞ」と怒り、議する人は皆、公の言が当然だと言う。これを聞

いた中宗は激怒し、許磁を大将として西方の討伐に出兵すべきと言い、朝議も多く中宗の意向を当然としたが、公は「兵は凶、戦は危し。万全を保つは難し。たとえ戦いに勝つても辺患を治めるのは窮り無し」と言つて、王を極めて諫めて戦争を思いとどまらせた。

庚寅（中宗二十五年）には左議政兼世子傳に陞り、中宗の行幸の留守の際、都に留まって大将として守るといふ立場に在った。

翌年、金安老の問題を論ずる件によつて、判中樞府事に降格された。公は若い頃、金安老と翰苑にともに居て、誦書堂で賜暇をいただいた時も一緒だったので、心を開いて交際していた。この安老が策略をめぐらす悪奸であるとは思ひもしなかつた。従つて南袞らが同期の人とともに、安老を竄すべきだと言うのに対して、公は独り安老を弁護して、宰相（当時金安老はその地位にあつた）を逐い出すには必ず弊害が伴うからと涕泣してやめさせた。南袞は公の言葉を聞いて、「李公は寛厚な心ですべてを容認しているが、この人（安老）の奸邪を知らないでいると、終には必ず彼から売られるだろう。他の人なら理でもつて説くことができるが、李公のような人は、胸中が坦然として疑う心を持たないので、責めを負わすわけにはいかない」と言つていた。そうこうするうちに公が相（左議政）となつた後、金安老から無実の罪を被らされて放還されることがあつてはじめて安老の奸悪が見えてきた。そこで安老の陰での悪事を厳しく斥言して忌諱すると、安老は「これは皆台諫がしたこと、私の知つたことではない、公はどうして私を指言するのか」と言つて、仲間と密かに公の謀り事を阻害しようとして、「李某（稭）は私の事に構えて、私を罪するだけでなく、士林の人々をも陥し入れようとしている」と言つて非難した。そこで公は安老の邪悪を覓り、「吾、先見の智が無かつたため、金安老を見抜けず、未然に彼の奸悪を防ぐことができなかつたが、安老が自分の罪を逃れるために、聖明（天子）をも引きあいに出すのは許せない」と言い、そして、「自分の生死は恤れむに足らず、ただ奸人が思い通りに野望を遂げるのだけが心配だ」と言つて領議政の鄭光弼とともに金安老の奸邪を述べ、彼を竄（追放）してほしいと願つた。

ところが正言の許沆が、「李某（稭）は、自分が糾弾されるのを恐れて、安老を弾劾するにかこつけて、士林の人々

を害しようと考えている」と言い、台諫や侍従の金安老に味方するものが却つて公を攻めたため、公が非難され、邪悪な論議がまかり通るようになった。壬辰（中宗の二十七年）三月、生員の李宗翼が上疏して時政の得失を述べた中で、李荇には罪のない事を述べたが、安老派の怒りを激しく買つて遂に公は平安道咸從県に流謫され、甲午（中宗二十九年）十月二十五日、謫所に於いて卒した。享年五十七。翌年の春三月十三日、沔川の長者洞の先祖の墓の南麓に葬られた。容齋公李荇が亡くなって三年後の中宗三十二年冬十二月に、金安老及び其の党は罪に伏して安老は卒した。

李荇は妻の李氏（李偶の女）との間に四男三女がある。長男元禎、次男元祥（興徳県監）、三男元福（尚衣直長）、四男元祿（庚子の司馬、辛丑登第、弘文館校理）。長女は崔世龍に嫁し、次女は柳夢宣に嫁し、三女は柳滋に嫁した。

〔注〕

(1) 金安国の日本僧との詩は卷二、三、また外交関係の書は卷九の書、卷十の書契にある文を参照されたい。

(2) 金安国は自分の書齋である亭を時々詩に詠んでいる。東臯亭（4首）、恩逸亭（13首）、泛槎亭（10首）、兒童書院（14首）、諸生書院（14首）があり、これらは詠む時は、それぞれ一首ずつ詠んでいることが多い。

(3) 滄沢録として詩が四十五首詠まれている。（本書卷七所収）

(4) 本書卷之八に「次皇華詩」とあり、下に注して、辛巳冬嘉靖皇帝即位云云とあり、145首収めてある。

「東槎録」の下には、公、遠接使と為り、従事官鄭士龍、蘇世讓、李希輔と往還唱酬の作と注して、54首収めている。